

## ご報告事項

本日先ほど、『築地市場営業権組合』発起人14人による総会を開催いたしました。総会では、全会一致で規約を承認し、規約に基づき役員を選出しました。2018年6月21日、任意団体『築地市場営業権組合』が正式に発足したことをご報告します。

### 役員

共同代表 宮原洋志  
          村木知義  
          山口タイ  
監事      和知 幹夫

### 組合設立の趣旨

規約、第1条に「本組合は、築地市場内の各事業者に営業権が存在することを確認し、卸売市場の移転等が計画される際に、組合員が正当な権利者として交渉権・発言権を行使できるよう最大限の努力をし、ひいては築地市場事業者の社会的地位の向上を目的とする」とある通り、営業権の確認と、築地市場の移転問題について交渉権・発言権の行使を明記しています。つまり、現在これらの権利がないがしろにされているということです。そして権利行使のためには組合を設立する必要があると判断したということです。

### 小池都知事宛・公開質問状

先ほど、東京都に公開質問状を提出して参りました。

### 今後について

- ・熊本一規先生の学習会を繰り返し開催し、組合員を増やしてゆきます。
- ・築地市場の移転について、東京都と交渉してゆきます。

以上

# 築地市場営業権組合・規約

## 名称

第1条 本組合は、築地市場営業権組合という。

## 目的

第2条 本組合は、築地市場内の各事業者に営業権が存在することを確認し、卸売市場の移転等が計画される際に、組合員が営業権に基づく正当な権利者として交渉権・発言権を行使できるよう最大限の努力をし、ひいては築地市場事業者の社会的地位の向上を目的とする。

## 所在地

第3条 本組合は事務所を東京都中央区築地2-14-14におく。

## 資格

第4条 本組合の組合員たる資格を有する者は、築地市場内に営業する事業所を持つ者とする。

## 役員

第5条 本組合は役員として理事若干名、監事一名を置く。

2 役員は、総会で選挙によって選出する。

3 本組合は、共同代表を置き、共同代表の定数は2人以上4人以下で理事会の互選とする。

4 共同代表は本組合を代表し、理事会の決定に従って事務を処理する。

5 本組合は理事会の認める範囲において、組合員以外から役員、参与、顧問等を選出し組合運営を補佐させることができる。

6 理事は、共同代表に事故ある時は、あらかじめ定めた順位に従い代理し、共同代表が欠員の時はその事務を代行する。

7 役員の前任期は二年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

8 役員の前任期に伴う補充選挙により役員となった者の任期は、前任期した役員の前任期とする。

## 理事会

第6条 本組合の運営につき、次に掲げる事項は理事会でこれを決定する。

(1)総会の招集

(2)役員の前任期に関する事項

(3)その他理事会において必要と認めた事項

2 理事会は共同代表が招集し、共同代表は議長を務める。

3 理事会の議事は、理事の過半数の出席で成立し、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

4 組合員以外から選ばれた役員、参与、顧問等は、理事会に意見することを妨げないが、議決権を持たない。

## 総会

第7条 理事会は、毎年一回、6月に通常総会を招集するものとする。

2 理事会は、次の場合に臨時総会を招集する。

(1)理事会が必要と認めた時

(2)組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して招集を請求したとき。

3 前項2号の場合は、理事会は請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会招集の通知は、その会日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

5 総会では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。

6 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

7 議長は、総会において出席した組合員の中から、組合員がその都度選任する。

#### **改正**

第8条 本規約は、第7条6項の総会決議をもって改正することができる。

#### **施行**

第9条 本規約は、2018年6月21日から施行する。

## 1. 協同組合とは

- ・協同組合には農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、事業協同組合等があり、農業協同組合法、水産業協同組合法、生活協同組合法、中小企業等協同組合法等によって規律される。
- ・東京魚市場卸協同組合（東卸）は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合。
- （・「協同組合」とは、個人あるいは事業者などが、相互扶助の精神に基づき、協同してその事業活動の発達ないし経済的社会的地位の向上を図るために組織する団体。
- ・協同組合原則（設立自由、合併自由、加入脱退の自由、組合員平等など）を持つ。
- ・協同組合は社団法人であり、その社員（法人の構成員）は組合員。
- （・法人の持つ財産・権利は団体それ自体のもので組合員（社員）が持つことはない。
- ・逆に、組合員（社員）の持つ権利を組合が持つこともない。
- ・協同組合は「組合員に奉仕すること」を目的とする団体。

## 2. 協同組合（法人）の意思決定機関

- ・法人は自然人と違って存在しないから、その意思は社員が集まって多数決で決める。
- ・議事の重要度に応じ、総会決議（特別決議＞普通決議）＞総代会決議＞理事会決議。
- ・総代は組合員から選出し、総会の開催が物理的、経済的に困難な場合等に、総会に代えて総代（東卸では86名）会を開く。総代会は必置機関ではない。
- ・総代会の議決の日から3カ月以内に開催された総会（通常総会または臨時総会）においてさらに決議でき、両者の議決が異なる時は総会議決が優先する（水産業協同組合法52条9号）。
- 中小企業等協同組合法では、水産業協同組合法52条9号に相当する規定はないが、総会請求についての規定あり。

第47条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

- ・しかし、東卸の定款53条では、「総会は、組合の解散、合併または事業の全部の譲渡に限り、議決することができる」と定めており、中小企業等協同組合法47条の手続きに拠る総会請求を認めていない（???）。
- ・東卸の定款には、中小企業等協同組合法42条の役員改選に関する規定もない。

（役員改選）

第42条 組合員は、総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の連署をもつて、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程の違反を

理由として改選を請求するときは、この限りでない。

- ・東卸の定款は違法な定款（別表）。知事により認可されたこと自体が不可思議。

### 3. 営業権の廃止等には補償が必要

#### (1) 営業権とは

Weblio 辞書の説明

長年の営業活動により生じた無形の経済的利益

共進補償コンサルタント㈱の説明

営業廃止の補償を行った際、「営業権」の補償を行う場合があります。「営業権」とは、法人又は個人の事業者がその営業活動を遂行するうえで保有する一種の無体財産権であるとされ、経済価値を有するものとされています。

補償でいう営業権には、行政機関から法令に基づく特許又は許認可を受けてはじめて営業をすることができるものと、創業以来長年にわたり顧客の信頼を得て築きあげた名声や信用としての暖簾とがあります。

これら「営業権」を有する事業者においては、他の同程度の規模の同種事業者に比べ高い収益力を有する場合があります、この「超過収益力」が営業権の価値となります。営業廃止の補償を行った場合、この営業権から得られる超過収益は損失を受ける事になるため、補償の対象となるのです。

実際の算定については、当該営業権が慣習として他の資産とは独立して取引対象となる譲渡性を有するものについては、市場価格に基づく『正常な取引価格』を補償額とし、譲渡性がないものについては、超過純収益を資本還元して得た額を補償額とします。

#### (2) 築地仲卸業者は営業権を持つ

- ・築地仲卸業者は、知事の許可を受けて業務を行っており（東京都中央卸売市場条例第24条）、そのうえ暖簾も伴っているから営業権を持っている。
- ・築地仲卸業は譲渡性を持つ（東京都中央卸売市場条例第29条）から、その補償額は市場価格に基づく。

#### (3) 要綱に定められている営業権の補償

- ・新憲法では財産権の侵害について補償しなければならないとされている（第29条）。
- ・公共事業に伴う財産権の損失補償については「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が定められており、営業権の損失補償について次のように定められている。

第31条 営業廃止の補償

第32条 営業休止等の補償

第33条 営業規模縮少の補償

[参考]旧憲法では、公共事業に伴う財産権の損失補償について、法律に定めがある場合にのみ補償が必要とされていたが、中央卸売市場法（大正12年～昭和46年、昭和46年に卸売市場法が制定された）には「中央卸売市場の業務開始に伴い閉鎖を命じられた類似市場の開設者・卸売業者に対し損失補償しなければならない」旨定められていた。

### 4. 築地から豊洲への移転を決められるのはだれか

- ①仲卸業の豊洲移転を決められるのは営業権の権利者である各仲卸業者。権利者でない東卸が決められることではない。
- ②したがって、豊洲への移転についての東卸の総代会決議は、権利のない者が勝手に声をあげた行為（無権代理行為）に過ぎず、無効である。
- ③以上の①、②は「脱退自由の原則」に基づき組合員が脱退すれば、より明確になる。

表 東卸定款は中小企業等協同組合法に違反している

東卸定款		中小企業等協同組合法
総会の招集	<p>第54条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。</p> <p>第47条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。</p> <p>2 組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。</p>
総会の議決事項	<p>第53条 総会は、組合の解散、合併または事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。</p>	<p>(総会の議決事項)</p> <p>第51条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定款の変更</li> <li>二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止</li> <li>三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更</li> <li>四 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡(中略)</li> <li>五 経費の賦課及び徴収の方法</li> <li>六 その他定款で定める事項</li> </ul>
特別の議決	<p>無し</p>	<p>(特別の議決)</p> <p>第53条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 定款の変更</li> <li>二 組合の解散又は合併</li> <li>三 組合員の除名</li> <li>四 事業の全部の譲渡</li> <li>五 組合員の出資口数に係る限度の特例</li> <li>六 第38条の2第5項の規定による責任の免除</li> </ul>
役員の変更	<p>無し</p>	<p>(役員の変更)</p> <p>第42条 組合員は、総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。</p>

2018年6月21日

築地市場営業権組合

共同代表 村木智義  
宮原洋志  
山口タイ

## 築地市場の移転についての公開質問状

本日、私たちは築地市場の事業者の営業権を守るために、任意団体『築地市場営業権組合』を設立いたしました。当該規約とともに、謹んでその旨お届けするとともに、築地市場の移転に関し、以下の通り公開質問状を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただけますよう、お願いいたします。

### 質問項目

#### 1. 仲卸業者の持つ権利に関して

公共事業に伴う財産権の侵害については「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（以下、「要綱」という）が定められており、要綱が昭和39年に制定されて以来、国交省監修『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説』（以下、『解説』という）という解説書が出され、版を重ねている。

以下、要綱及び『解説』（新装改訂版）に基づき、築地市場仲卸業者の豊洲移転と要綱の関係について質問する。

- Q1. 築地市場の仲卸業者は、要綱第31条(営業廃止の補償)で補償が必要とされている「営業の権利」、いわゆる「営業権」を持っていると解されるが、如何か。<sup>1</sup>
- Q2. 東京都中央卸売市場条例第29条及び第30条によれば、仲卸業者は事業の譲渡及び相続をすることができることとされているが、これらの規定は仲卸業者の持つ権利が「財産的価値の評価ができ、取引の対象となり得る」（注1参照）権利であることを意味すると解されるが、如何か。
- Q3. 築地市場の仲卸業者が、豊洲移転に伴い営業廃止や営業休止や営業規模の縮小等を余儀なくされる場合、要綱第31条～第33条は適用されるのか。適用されないとすれば、その根拠は何か。<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 『解説』には、第31条の解説において「営業権」について次のように記されている。

「免許を受けた営業等の営業の権利等」とは、行政庁の免許に基づいて営まれている営業等のいわゆる「営業権」や土地と密着し社会的に名のおっているいわゆる「のれん」等の営業上の諸利益で、土地や建物等の営業用資産とは独立に財産的価値の評価ができ、取引の対象となり得るものをいう。

<sup>2</sup> 『解説』に紹介されている第31条に関する裁決例は、「通常廃業による補償が認められるものは、当該場所だけでなければ営業の継続が不能となるもの」と述べ、その例として「イ 法令等に基づき許可等を必要とするもの」を挙げている。この記述は、「免許を受けた営業」のみならず「許可を受けた営業」もまた営業権に含まれることを示している。

## 2. 東卸の総代会決議に関して

築地市場の豊洲移転に関しては、1998年12月に東京魚市場卸協同組合（略称「東卸」）の臨時総代会において「現在地（築地）再整備」が可決されたものの、2014年11月14日の東卸総代会において当時の伊藤淳一理事長が、1998年12月の臨時総代会の決議について「私のほうから白紙の宣言をさせていただく」と宣言し、それが拍手で承認されたことが築地市場の卸売業が豊洲に移転することの根拠とされている。<sup>3</sup>

総会決議や総代会決議は、協同組合という法人の意思決定方式である。もしも、仲卸業の営業権を持つ者が東卸ならば、東卸の意思決定方式たる総代会決議で、営業権の変更等を決議できる。しかし、仲卸業の営業権を持つ者は、東卸でなく、個々の仲卸業者である。

にもかかわらず、総代会における「拍手による承認」が豊洲移転の法的根拠とされている点に関し、以下、質問する。

Q4. 仲卸業者の持つ営業権は個々の仲卸業者が持つ権利であり、東卸の持つ権利ではない。にもかかわらず、築地の仲卸業の豊洲移転(営業権の変更ないし消滅)に関して、なぜ東卸の意思決定が移転の法的根拠になるのか。

Q5. 協同組合に関するあらゆる法律において「組合は組合員のために奉仕することを目的とする」旨、規定されている（東卸の根拠法である中小企業等協同組合法では第5条第2項）。

組合員に奉仕することを目的とするはずの東卸が「組合員（仲卸業者）の権利」の侵害ないし変更につながるような意思表示をしたにもかかわらず、なぜそれを豊洲移転の法的根拠とすることができるのか。

## 3. 東卸の定款について

東卸の根拠法は中小企業等協同組合法である。

中小企業等協同組合法では、総会における議決事項として第51条が、また特別決議事項として第53条が、それぞれ次のように規定されている。

（総会の議決事項）

**第51条** 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 四 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）
  - イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該組合の総資産額として主務省令で定める方法により算定される額の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。
  - ロ 当該組合が、当該譲渡の効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。
- 五 経費の賦課及び徴収の方法
- 六 その他定款で定める事項  
（特別の議決）

<sup>3</sup> 週刊金曜日（2018年1月26日号）掲載の永尾俊彦氏の論稿を参照



第53条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 組合員の出資口数に係る限度の特例
- 六 第三十八条の二第五項の規定による責任の免除

にもかかわらず、東卸の定款においては、総会の議決事項に関して、第53条で「組合の解散、合併または事業の全部の譲渡に限り、議決することができる」とされているのみであり、中小企業等組合法の規定に反して議決事項が著しく限定されている。

また、総会の招集請求に関しても、中小企業等協同組合法では、第47条第2項で「組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て総会招集を請求したときは、理事会は臨時総会を招集すべきことを決しなければならない」旨規定され、また、第42条で「組合員は、総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができる」と規定されているにもかかわらず、東卸定款では、第54条で「総会は、前条（前掲第53条のこと）に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する」（括弧内引用者）と規定されているだけであり、組合員の総会招集請求の権限をまったく認めていない。

以上の比較から明らかなように、東卸定款は、総会の議決事項に関しても、総会の招集請求に関しても、中小企業等協同組合法の規定に反した違法な定款である。

東卸定款の違法性に関し、以下、質問する。

Q6.協同組合の定款に関しては、行政庁（東京都下の協同組合の場合には都知事）の認可を必要とするが、中小企業等協同組合法に反した違法な東卸定款をなぜ認可したのか。

以上の質問事項について本年7月6日までに文書にて回答するとともに、早急に私たち築地市場営業権組合との意見交換・説明会の場を設けるようお願いいたします。

以上